

2025 年 3 月 11 日

自由民主党
栄養士議員連盟加盟議員の先生方へ

日 本 栄 養 士 連 盟
会 長 井 上 幸 子

公益社団法人 日本栄養士会
代表理事会長 中 村 丁 次

2026 年度（令和 8 年度）栄養関連予算等に関する主要要望

栄養士議員連盟加盟の国会議員の先生方には、平素は、国民の健康づくり、栄養改善のために御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我々管理栄養士・栄養士は、全ての人々が健康で幸福な生活を送るために、全ライフステージにおいて行政機関はもとより、医療機関や福祉施設、学校、保育所、企業など、様々な領域で栄養改善活動を展開しております。しかし、著しい社会環境の変化や人びとのニーズの多様化、複雑化を踏まえて、さらに管理栄養士・栄養士が行う栄養関連事業の充実強化を図ることが必要となっています。

人生 100 年時代を迎える中で、誰もが長く元気に活躍できる社会の実現を目指して、様々な領域の栄養・食生活に関する課題を解決していくことは益々重要であることから、そのための各種制度等の見直し、栄養政策のへの十分な予算確保等、次の重点要望事項について、強力な御支援をお願いします。

重 点 要 望 事 項

- 1 管理栄養士・栄養士の更なる活躍に向けた卒後研修の推進（栄養士法の改正）
- 2 「誰一人取り残さない持続可能な社会の実現」に向けた栄養政策の充実強化
 - （1）日本の栄養政策の国際発信・国際貢献を含め、栄養政策の更なる充実に向け、司令塔となる栄養指導室の組織強化（栄養指導室の省令室化）
 - （2）産学官等が連携した健康的で持続可能な食環境づくりへの継続的かつ十分な予算措置
- 3 「日本標準職業分類表（総務省）」に「管理栄養士」職種の追加
- 4 管理栄養士・栄養士養成課程における教育内容の見直し（栄養士法施行規則の改正）を行うための検討会（厚生労働省）の設置
- 5 こども・若者への栄養政策の充実強化
- 6 栄養教諭に期待される役割（職責）を遂行するための配置促進
- 7 令和 8 年の診療報酬の改定への支援

内 容

1 管理栄養士・栄養士の更なる活躍に向けた卒後研修の推進（栄養士法の改正）

「管理栄養士・栄養士」は、医療法に基づき患者が医療機関の選択を適切に行うために必要な情報である医療機能情報提供制度において医療職種として明確化されています。また、令和 6 年度の診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の同時改定においては、栄養の重要性が評価され、栄養管理の更なる推進に向けて、様々な見直しが行われました。

また、昨年 4 月から健康日本 21（第三次）がスタートし、健康的で持続可能な食環境づくりを始め、自治体内外の様々な関係部署・関係機関等と連携した栄養政策の推進が必要になります。

さらに、近年、頻発する災害支援においては、医療、保健、福祉等の各領域にいる管理栄養士が被災自治体と連携した栄養・食生活支援を行っています。経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）では、防災・減災及び国土強靱化の推進における災害派遣医療チームとして日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）も加わり、防災基本計画（令和 6 年 6 月 28 日中央防災会議決定）では、管理栄養士等による避難所における被災者の栄養・食支援について必要な措置を講じるよう努めることが具体的に明記され、災害支援を担う人材育成が益々重要となります。

上記を始め、管理栄養士・栄養士への期待が高まり、担うべき業務もより複雑・困難になりつつある中、卒後研修を通じ、資質の向上を図ることが喫緊の課題となっています。

このようなことから、「管理栄養士・栄養士は、免許を受けた後も、生涯教育研修、その他専門分野別の研修等を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。」ということを栄養士法に規定し、管理栄養士・栄養士の人材育成体制を位置付けていただきますようお願いいたします。

2 「誰一人取り残さない持続可能な社会の実現」に向けた栄養政策の充実強化

（1）日本の栄養政策の国際発信・国際貢献を含め、栄養政策の更なる充実強化に向け、司令塔となる栄養指導室の組織強化（栄養指導室の省令室化）

東京栄養サミット 2021 の成果文書（東京宣言）の日本政府のコミットメントの項目である「誰一人取り残さない日本の栄養政策」を「国際的な栄養政策」として日本が世界に発信し、支援することが求められております。

そのためには、日本国内においても「誰一人取り残さない持続可能な社会の実現」に向けた栄養政策の着実な遂行には、日本の栄養政策の中心を担っている厚生労働省において、日本栄養士会をはじめとする多様な関係団体、関係機関等が連携し、栄養政策の更なる充実に向け、司令塔としてリーダーシップをとるための組織として、栄養指導室を明確に位置付けていただくことが必要です。

これまでも、栄養指導室を「省令室」に昇格させ、国際的にリーダーシップをとるための司令塔としていただくよう要望しておりますが、実現に至っておりません。栄養指導室の「省令室」昇格が早急に実現されるようお願いいたします。

(2) 産学官等が連携した健康的で持続可能な食環境づくりへの継続的かつ十分な予算措置

厚生労働省は、我が国の重要な栄養課題である「食塩の過剰摂取」、「若年女性のやせ」、「経済格差に伴う栄養格差」等に産学官等が連携して取り組むため、2022年3月に「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」を立ち上げました。また、こうした食環境づくりを全国各地で効果的に推進するため、令和6年度から令和17年度までの国民健康づくり対策である「健康日本21（第三次）」において、全都道府県がこのイニシアチブと連携することを目標として設定し、取り組みを強化しています。

経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）においても中長期的に持続可能な経済社会の実現「経済・財政新生計画」の中で、予防・重症化予防・健康づくりの推進として、健康寿命を延伸し、生涯活躍社会を実現するため、減塩等の推進における民間企業との連携が明記されています。日本栄養士会においても、食環境づくりを推進するために、国と都道府県、企業と消費者との仲介役としての役割を発揮できる人材育成や技術支援に積極的に取り組んでまいります。

このようなことから、「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」を通じた食環境づくりの更なる推進に向けて、継続的かつ十分な予算措置をお願いいたします。

3 「日本標準職業分類表（総務省）」に「管理栄養士」職種の追加

主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態は「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）により把握されていますが、現状、管理栄養士は同調査の職種として把握されておらず、栄養士として把握されています。「賃金構造基本統計調査」では、「日本標準職業分類」（総務省）に基づく職業の分類により、職種別の実態が把握されていると推察されますが、「日本標準職業分類」において、管理栄養士は栄養士（小分類 151 栄養士）に包含されています（管理栄養士は当該小分類項目「151 栄養士」の内容例示として記載）。

栄養士法において、管理栄養士は「傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導」等を行う者として定義されている中、医療、介護等の領域では、栄養指導や多職種連携での栄養管理は栄養士ではなく管理栄養士が担っており、こうした栄養管理等に係る公的保険の算定対象も、管理栄養士が行った場合に限定されています。

また、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）による栄養士法（昭和22年法律第245号）の改正により、今後、管理栄養士については栄養士免許を受けていない者でも管理栄養士免許を受け得ることとなり、管理栄養士であっても栄養士免許を有していない者が就業していく見込みです。

「医療施設調査」、「介護サービス施設・事業所調査」、「社会福祉施設等調査」（いずれも厚生労働省）等の各種統計調査では、既に管理栄養士と栄養士を区別して把握されています。

つきましては、管理栄養士と栄養士の職務による賃金構造の実態を把握するため、「賃金構造基本統計調査」においても、管理栄養士と栄養士を区別して把握できるよう、「職業分類改定研究会」（総務省）において、日本標準職業分類表に「管理栄養士」を追加することをご検討いただきますようご支援をお願いいたします。

4 管理栄養士・栄養士養成課程における教育内容の見直し（栄養士法施行規則の改正）を行うための検討会（厚生労働省）の設置

近年の社会経済状況の多様化や疾病構造の変化、高齢化の進展等を背景に、管理栄養士と栄養士の活躍の場も各々の役割に応じて変化している中、このような状況の変化に対応できる教育環境等を整備していくことも重要となります。

診療報酬・介護報酬等公的保険の算定対象は管理栄養士が行った場合に限定されるなど、管理栄養士と栄養士で求められる役割が異なることも踏まえ、卒後教育を充実・強化するためには、卒前教育からの継続性をもって推進することが重要です。

つきましては、**栄養士法施行規則の改正に向けて、管理栄養士・栄養士養成課程における教育内容の見直しを行うための検討会（厚生労働省）の設置**について、ご支援をお願いいたします。

5 こども・若者への栄養政策の充実強化

「経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）」においては、「相談支援等を受けられるケア体制の構築等プレコンセプションケアについて 5 か年戦略を策定した上で着実に推進する」旨が盛り込まれ、こども家庭庁では、2025 年 11 月から「プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会 ～性と健康に関する正しい知識の普及に向けて～」を開催し、プレコンセプションケアに関し、医療機関での相談支援や学生を含む若者への情報発信等の取組の充実を図るための具体的、かつ、実効性のある取組について検討されています。

プレコンセプションケアから始まる人生最初の栄養として、妊娠前からの栄養介入により母親の栄養リテラシーが上がることで、妊娠前・妊娠中・分娩後・子育てとこどもの成長に直接つながっていくとされています。また、若年男女の栄養・食生活における課題として、若年女性のやせや若年男性の肥満が挙げられており、特に若年女性のやせは、骨量減少、低出生体重児出産のリスク等との関連があることが示されています。性と健康に関する正しい知識の普及にあたっては、若者に対する管理栄養士・栄養士による適切な栄養・食生活へのサポートができるようにすることが必要です。

つきましては、こども家庭庁においては、**プレコンセプションケアに関する取組の推進にあたって、厚生労働省、文部科学省、経済産業省と連携を図り、自治体、医療機関、教育機関、企業においてこども・若者をターゲットとした切れ目のない栄養・食生活へのサポートが行われるよう**、ご支援をお願いいたします。

また、「こども未来戦略」では、障害児や医療的ケア児への支援の充実も求められていることから、全てのこどもの健やかな発育・発達に資する栄養政策の充実強化も図られるよう、ご支援をお願いいたします。

6 栄養教諭に期待される役割（職責）を遂行するための配置促進

社会環境・生活環境の急激な変化により食を取り巻く環境も大きく変化し、学童期の子どもへの栄養・食は、良好な食習慣を身に付けるための教育だけではなく、将来にわたる身体を作るための良好な栄養管理が必要となってきました。また、栄養教諭は、学童期における食に関する指導として痩身傾向、食物アレルギー等の健康課題を有する児童・生徒への個別栄養相談の対応等に加え、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（令和5年3月22日閣議決定）に基づき、医療的ケアを必要とする児童・生徒への栄養・食生活支援も求められています。

このような中、2023年1月文部科学省の「養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議」において栄養教諭の法的位置づけ、採用、任用、配置、求められる役割等に課題があることが指摘されました。

具体的には、平成17年制度導入以降、各地域において任用・配置が進んでおりますが、近年、その増加傾向が鈍化しつつあり、各都道府県における栄養教諭の配置状況が約7%～100%と都道府県間で配置率に相当の格差が見られることから、この状況を改善することが課題となっています。

そこで、日本栄養士会では、これらの現状と課題を把握し、栄養教諭の職務の明確化、資質能力の向上及び配置推進に向けた検討を行うために、2023年度に「栄養教諭等の配置に関する調査」と「栄養教諭等の職務・業務に関する調査」を実施しました。この結果においても、栄養教諭が配置されていても、給食管理業務の比重が大きく、児童・生徒に対する食に関する指導や個別的栄養相談に十分注力できない学校が少なくない状況でした。

すなわち、こどもたちは自分が生活する地域を選べない中、他律的な理由により、栄養教諭から食に関する指導、個別栄養相談、栄養・食支援を受けられないこどもたちが多数存在していることが明らかであり、本会としてこの状況を非常に重大視しています。

つきましては、全都道府県を対象としたこうした状況の改善、地域間の格差の是正に向け、栄養教諭の配置促進の強化をお願いいたします。

7 令和8年の診療報酬の改定への支援

令和6年の診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等の報酬の同時改定を踏まえ、今後も地域共生社会を実現するために、本会においても令和8年の診療報酬の改定に向け、管理栄養士による栄養管理・栄養食事指導や入院時食事療養費制度を維持するための適正な評価をいただくため、提言を行う準備に取り組んでいます。

特に、栄養障害や病態栄養管理を要する患者へのきめ細やかな栄養管理の必要性は、どの病院機能種においても大切であり、管理栄養士の病棟配置は患者満足度や栄養管理の質の向上に寄与することから、一部の病棟では専従配置が評価され重要性が認識されはじめております。

このようなことを踏まえ、管理栄養士の病棟の専従配置の更なる推進に向け、ご支援をお願いいたします。

一方、約 30 年据え置きだった食事療養費については、この 2 年で 50 円引き上げられたことには、大きな改善でありましたが、現状は今もなお、物価上昇により食材費が高騰しており（令和 5 年度の収支差額 -594 円/日/人）、さらに、人件費の高騰に加え、患者の高齢化に伴い、手間やコストのかかる嚥下調整食の対応等による人材確保が困難となっており、病院給食の運営に関しては厳しい状況にあります。

このような中で、委託給食会社が撤退する医療機関も散見され、病院における食事提供が困難となる状況も発生しており、「給食管理の安定なくして入院患者の栄養管理の質向上なし」であり、病院給食に対する患者満足度や医療の質に悪影響を及ぼしかねません。

つきましては、患者満足度や栄養管理の質の向上に向け、令和 8 年の診療報酬改定において、管理栄養士の病棟の専従配置、食事療養費が適正に評価され、さらに充実が図られるよう、ご支援をお願いいたします。